

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 2 節 課税価格の決定</p> <p>（輸入貨物に係る検査費用の取扱い）</p> <p>4 - 2 の 3 輸出国における輸入貨物の検査に要する費用の取扱いは次による。</p> <p>この場合において「検査」とは、輸入貨物が売買契約に定める品質、規格、純度、数量等に合致しているか否かを確認するための検査又は分析をいう。</p> <p>及び （省略）</p> <p>輸入貨物の製造過程において買手が検査を行う場合、当該検査に要する費用は、課税価格に算入しない。ただし、検査と合わせて製造作業に従事している場合は、当該業務を行う者に係る費用は売手のために行われた間接支払に該当するので留意する。</p> <p>なお、「製造作業」及び「当該業務を行う者に係る費用」とは、次のような作業及び費用をいう。</p> <p>イ 製造作業</p> <p>(イ) 加工又は生産のための作業</p> <p>(ロ) 加工又は生産のための運搬等</p> <p>ロ 当該業務を行う者に係る費用</p> <p>(イ) 渡航費（支度金を含む。）</p> <p>(ロ) 滞在費</p> <p>(ハ) <u>賃金等（直接労務費に相当する費用）</u></p> <p>（課税価格に含まれる輸入港までの運賃等）</p> <p>4 - 8 法第 4 条第 1 項第 1 号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>及び （省略）</p> <p>「輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」とは、輸入貨物を輸入</p>	<p style="text-align: center;">第 2 節 課税価格の決定</p> <p>（輸入貨物に係る検査費用の取扱い）</p> <p>4 - 2 の 3 輸出国における輸入貨物の検査に要する費用の取扱いは次による。</p> <p>この場合において「検査」とは、輸入貨物が売買契約に定める品質、規格、純度、数量等に合致しているか否かを確認するための検査又は分析をいう。</p> <p>及び （同左）</p> <p>輸入貨物の製造過程において買手が検査を行う場合、当該検査に要する費用は、課税価格に算入しない。ただし、検査と合わせて製造作業に従事している場合は、当該業務を行う者に係る費用は売手のために行われた間接支払に該当するので留意する。</p> <p>なお、「製造作業」及び「当該業務を行う者に係る費用」とは、次のような作業及び費用をいう。</p> <p>イ 製造作業</p> <p>(イ) 加工又は生産のための作業</p> <p><u>(ロ) 生産管理</u></p> <p><u>(ハ) 工程管理</u></p> <p>(ニ) 加工又は生産のための運搬等</p> <p>ロ 当該業務を行う者に係る費用</p> <p>(イ) 渡航費（支度金を含む。）</p> <p>(ロ) 滞在費</p> <p>(ハ) <u>人件費（内地給与及び賞与を含む。）</u></p> <p><u>(ニ) 留守宅手当</u></p> <p><u>(ホ) その他これらに類する費用</u></p> <p>（課税価格に含まれる輸入港までの運賃等）</p> <p>4 - 8 法第 4 条第 1 項第 1 号 <u>《課税価格に含まれる輸入港までの運賃等》</u>の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>及び （同左）</p> <p>「輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」とは、輸入貨物を輸入</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>港まで運送するために実際に要した運送費用をいい、当該輸入貨物の輸出港までの運送費用を含み、次に掲げる場合には、それぞれに定めるところによる。</p> <p>イ 輸入貨物が運送契約に基づき運送された場合は、当該運送契約に基づき当該運送の対価として運送人又は運送取扱人等に最終的に支払われる費用をいい、次の(イ)から(ロ)に掲げる費用を含む。</p> <p>なお、輸入貨物が最低運賃（Minimum Freight）又はパーセル運賃（Parcel Freight）が適用される少量貨物である場合は、実際に支払われる当該最低運賃又はパーセル運賃をいう。</p> <p>また、輸入貨物が積載数量を特約した航海用船契約に基づき運送された場合は、実際の積載数量が当該特約数量に満たなかったときであっても、当該契約に基づき実際に支払われた運賃をいう。ただし、実際の積載数量が特約数量より著しく少ない場合には、当該支払われた運賃に合理的な調整を加えて「通常必要とされる当該輸入港までの運賃等」（後記 参照）を計算する。</p> <p>(イ) 輸入貨物を運送するために要した積付資材費、船舶改装費等の費用</p> <p>（注） 当該費用が 2 回以上の運送のためのものであるときは、原則として、運送回数、数量等を考慮してあん分した当該運送に要した額</p> <p>(ロ) 為替相場の変動による補てん金</p> <p>(ハ) コンテナ賃借料（輸入港到着日（入港日を含む。）までの期間に対応する額が明らかな場合には、当該賃借料の額は、当該期間に対応する額によるものとし、輸入港到着日の翌日以降の期間に対応する額を含まないものとする。）</p> <p>ロ～ホ （省略）</p> <p>～ （省略）</p> <p>輸入港までの運賃等は、次に掲げるような輸入貨物の輸入港到着後の運賃等を含まない。ただし、当該輸入港到着後の運賃等の額が明らかでなく、当該明らかでない額を含んだものとしてでなければ把握できない</p>	<p>港まで運送するために実際に要した運送費用をいい、当該輸入貨物の輸出港までの運送費用を含み、次に掲げる場合には、それぞれに定めるところによる。</p> <p>イ 輸入貨物が運送契約に基づき運送された場合は、当該運送契約に基づき当該運送の対価として運送人又は運送取扱人等に最終的に支払われる費用をいい、次の(イ)から(ニ)に掲げる費用を含む。</p> <p>なお、輸入貨物が最低運賃（Minimum Freight）又はパーセル運賃（Parcel Freight）が適用される少量貨物である場合は、実際に支払われる当該最低運賃又はパーセル運賃をいう。</p> <p>また、輸入貨物が積載数量を特約した航海用船契約に基づき運送された場合は、実際の積載数量が当該特約数量に満たなかったときであっても、当該契約に基づき実際に支払われた運賃をいう。ただし、実際の積載数量が特約数量より著しく少ない場合には、当該支払われた運賃に合理的な調整を加えて「通常必要とされる当該輸入港までの運賃等」（後記 参照）を計算する。</p> <p>(イ) 輸入貨物を運送するために要した積付資材費、船舶改装費（<u>運送終了後に復旧する場合にあっては、当該復旧に要する費用を含む。</u>）等の費用</p> <p>（注） 当該費用が 2 回以上の運送のためのものであるときは、原則として、運送回数、数量等を考慮してあん分した当該運送に要した額</p> <p>(ロ) <u>航海用船契約に基づき輸入貨物の運送をした船舶の復路の積荷がない場合における空船回漕料</u></p> <p>(ハ) 為替相場の変動による補てん金</p> <p>(ニ) コンテナ賃借料（輸入港到着日（入港日を含む。）までの期間に対応する額が明らかな場合には、当該賃借料の額は、当該期間に対応する額によるものとし、輸入港到着日の翌日以降の期間に対応する額を含まないものとする。）</p> <p>ロ～ホ （同左）</p> <p>～ （同左）</p> <p>輸入港までの運賃等は、次に掲げるような輸入貨物の輸入港到着後の運賃等を含まない。ただし、当該輸入港到着後の運賃等の額が明らかでなく、当該明らかでない額を含んだものとしてでなければ把握できない</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>場合は、当該明らかでない額を含んだ額を輸入港までの運賃等として取り扱う。</p> <p>イ 輸入港における船卸し等の費用（例えば、船内荷役、沿岸荷役その他これらに類する荷役のための費用）</p> <p><u>ロ 輸入港到着後に行われた船舶の復旧に係る費用</u></p> <p>ハ 国内運賃</p> <p>ニ <u>航海用船契約に基づき輸入貨物の運送をした船舶の復路の空船回漕料</u></p> <p>ホ 輸入税保険（Duty Insurance）に係る保険料</p> <p>ヘ 国内運送に係る保険料</p> <p>ト 輸入貨物の運送に関連する「着払運賃取扱料」（Collect Charge）及び「立替手数料」（Disbursement Fee） （省略）</p> <p>（課税価格に含まれる仲介料その他の手数料）</p> <p>4 - 9 法第 4 条第 1 項第 2 号イ《課税価格に含まれる仲介手数料その他の手数料》に規定する「仲介料その他の手数料（買付手数料を除く。）」の意義及び取扱いについては、次による。 （省略）</p> <p>「仲介料その他の手数料（買付手数料を除く。）」とは、輸入取引の売手と買手との間に<u>あって</u>、これらの者のために当該輸入取引の成立及び履行のための業務を行う者に対する手数料（下記 に該当するものを除く。）をいい、次のような手数料は、これに該当する。</p> <p>（注）当該手数料の額は、通常、当該業務の内容に応じ当該輸入取引の額（輸入貨物代金）に対する百分率として約定されることに留意する。</p> <p>イ～ハ （省略） （省略）</p> <p>（課税価格に含まれる物品及び役務に要する費用）</p> <p>4 - 12 法第 4 条第 1 項第 3 号に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。 ～ （省略）</p>	<p>場合は、当該明らかでない額を含んだ額を輸入港までの運賃等として取り扱う。</p> <p>イ 輸入港における船卸し等の費用（例えば、船内荷役、沿岸荷役その他これらに類する荷役のための費用）</p> <p>ロ 国内運賃</p> <p>ハ 輸入税保険（Duty Insurance）に係る保険料</p> <p>ニ 国内運送に係る保険料</p> <p>ホ 輸入貨物の運送に関連する「着払運賃取扱料」（Collect Charge）及び「立替手数料」（Disbursement Fee） （同左）</p> <p>（課税価格に含まれる仲介料その他の手数料）</p> <p>4 - 9 法第 4 条第 1 項第 2 号イ《課税価格に含まれる仲介手数料その他の手数料》に規定する「仲介料その他の手数料（買付手数料を除く。）」の意義及び取扱いについては、次による。 （同左）</p> <p>「仲介料その他の手数料（買付手数料を除く。）」とは、輸入取引の売手と買手との間に<u>あつて</u>、これらの者のために当該輸入取引の成立及び履行のための業務を行う者に対する手数料（下記 に該当するものを除く。）をいい、次のような手数料は、これに該当する。</p> <p>（注）当該手数料の額は、通常、当該業務の内容に応じ当該輸入取引の額（輸入貨物代金）に対する百分率として約定されることに留意する。</p> <p>イ～ハ （同左） （同左）</p> <p>（課税価格に含まれる物品及び役務に要する費用）</p> <p>4 - 12 法第 4 条第 1 項第 3 号<u>《課税価格に含まれる物品及び役務に要する費用》</u>に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。 ～ （同左）</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>「技術、設計その他当該輸入貨物の生産に関する役務で政令で定めるもの」（以下、この項において「技術等」という。）とは、当該輸入貨物の生産のために必要とされた技術、設計、考案、工芸及び意匠であつて本邦以外において開発されたものをいい（令第 1 条の 5 第 2 項）、例えば、次のような場合がこれに該当する。</p> <p>この場合において、「本邦以外において開発された」とは、実際の作成が、本邦以外の場所で行われたことをいい、当該技術等に係る契約が締結された場所、作成者の国籍は問わないので留意する。</p> <p>イ及びロ（省略） （省略）</p> <p>（製造原価に基づく課税価格の決定）</p> <p>4 の 3 - 2 法第 4 条の 3 第 2 項の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>「製造原価」は、生産者により又は生産者のために提供された輸入貨物の生産に関する資料、特に、生産者の商業帳簿に基づくものによることとする。なお、「製造原価」の確認に当たっては、本邦に居住していない者に対し、商業帳簿その他の記録を検査のために提出し又は開示することを要求し又は強制しないものとする。なお、提出された資料について確認することにつき、輸入貨物の生産者が同意を与え、かつ、当該輸入貨物の生産に係る国の政府が反対しないときは、当該国において必要な確認を行うことができるので留意する。</p> <p>「製造原価」には、法第 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する輸入貨物の容器及び包装の費用並びに物品及び役務の費用を含むものとし、本邦で開発された技術、設計、考案、意匠又は工芸に要する費用であつても、生産者がこれを負担した場合には、当該負担した額を含むものとする。</p> <p>及び（省略）</p> <p>（変質又は損傷に係る輸入貨物の課税価格の決定）</p> <p>4 の 5 - 1 法第 4 条の 5 の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>「その輸入取引の条件からみて輸入申告（等）の時までに輸入貨物に</p>	<p>「技術、設計その他当該輸入貨物の生産に関する役務で政令で定めるもの」（以下、この項において「技術等」という。）とは、当該輸入貨物の生産のために必要とされた技術、設計、考案、工芸及び意匠であつて本邦以外において開発されたものをいい（令第 1 条の 5 第 2 項）、例えば、次のような場合がこれに該当する。</p> <p>この場合において、「本邦以外において開発された」とは、実際の作成が、本邦以外の場所で行われたことをいい、当該技術等に係る契約が締結された場所、作成者の国籍は問わないので留意する。</p> <p>イ及びロ（同左） （同左）</p> <p>（製造原価に基づく課税価格の決定）</p> <p>4 の 3 - 2 法第 4 条の 3 第 2 項の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>「製造原価」は、生産者により又は生産者のために提供された輸入貨物の生産に関する資料、特に、生産者の商業帳簿に基づくものによることとする。なお、「製造原価」の確認に当たっては、本邦に居住していない者に対し、商業帳簿その他の記録を検査のために提出し又は開示することを要求し又は強制しないものとする。なお、提出された資料について確認することにつき、輸入貨物の生産者が同意を与え、かつ、当該輸入貨物の生産に係る国の政府が反対しないときは、当該国において必要な確認を行うことができるので留意する。</p> <p>「製造原価」には、法第 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する輸入貨物の容器及び包装の費用並びに物品及び役務の費用を含むものとし、本邦で開発された技術、設計、考案、意匠又は工芸に要する費用であつても、生産者がこれを負担した場合には、当該負担した額を含むものとする。</p> <p>及び（同左）</p> <p>（変質又は損傷に係る輸入貨物の課税価格の決定）</p> <p>4 の 5 - 1 法第 4 条の 5 の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>「その輸入取引の条件からみて輸入申告（等）の時までに輸入貨物に</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>変質又は損傷があつた」とは、輸入契約において取り決められた性質、形状、数量等を基準として、輸入申告等の時までに当該輸入貨物に変質又は損傷が生じたことをいう。<u>したがって、輸入契約が当該貨物につき一定の変質又は損傷が生じた場合をも予想して締結されているとき</u>（例えば、損傷率が 3 % 以下の場合には、値引きの対象とならないことを取り決めているとき）には、同条の規定の適用はないので留意する。</p> <p>及び （省略）</p> <p>（輸入者等の個人的な使用に供される輸入貨物に係る課税価格の決定の特例）</p> <p>4 の 6 - 2 法第 4 条の 6 第 2 項の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>及び （省略）</p> <p>「当該貨物の輸入が通常の卸取引の段階でされたとした場合の価格」とは、本邦の卸売業者が一般的に本邦における再販売等の商業目的のために当該貨物と同種の貨物を当該外国において卸取引の段階で購入するとした場合の価格をいい、「海外小売価格×0.6」により算出するものとする。</p> <p>この場合において「海外小売価格」とは、原則として輸入者が当該貨物を取得する際実際に支払った価格（郵便物に<u>あつては</u>、税関告知書等に記載されている価格）とする。ただし、申告価格又は税関告知書等に記載されている価格が著しく低価である等その真実性に明らかな疑念が持たれる場合又は価格が不明である場合は、類似品の価格、税関が調査した鑑定資料等を参考として、賦課課税方式が適用される貨物に<u>あつては</u>課税価格を決定し、申告納税方式が適用される貨物に<u>あつては</u>修正申告を求め、又は更正をする。</p> <p>（省略）</p> <p>（価格の換算に用いる外国為替相場）</p> <p>4 の 7 - 1 法第 4 条の 7 に規定する財務省令で定める「外国為替相場」は、規則第 1 条《価格の換算に用いる外国為替相場》に定められているが、その具体的取扱いについては、次による。</p>	<p>変質又は損傷があつた」とは、輸入契約において取り決められた性質、形状、数量等を基準として、輸入申告等の時までに当該輸入貨物に変質又は損傷が生じたことをいう。<u>したがつて、輸入契約が当該貨物につき一定の変質又は損傷が生じた場合をも予想して締結されているとき</u>（例えば、損傷率が 3 % 以下の場合には、値引きの対象とならないことを取り決めているとき）には、同条の規定の適用はないので留意する。</p> <p>及び （同左）</p> <p>（輸入者等の個人的な使用に供される輸入貨物に係る課税価格の決定の特例）</p> <p>4 の 6 - 2 法第 4 条の 6 第 2 項《<u>輸入者等の個人的な使用に供される輸入貨物に係る課税価格の決定の特例</u>》の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>及び （同左）</p> <p>「当該貨物の輸入が通常の卸取引の段階でされたとした場合の価格」とは、本邦の卸売業者が一般的に本邦における再販売等の商業目的のために当該貨物と同種の貨物を当該外国において卸取引の段階で購入するとした場合の価格をいい、「海外小売価格×0.6」により算出するものとする。</p> <p>この場合において「海外小売価格」とは、原則として輸入者が当該貨物を取得する際実際に支払った価格（郵便物に<u>あつては</u>、税関告知書等に記載されている価格）とする。ただし、申告価格又は税関告知書等に記載されている価格が著しく低価である等その真実性に明らかな疑念が持たれる場合又は価格が不明である場合は、類似品の価格、税関が調査した鑑定資料等を参考として、賦課課税方式が適用される貨物に<u>あつては</u>課税価格を決定し、申告納税方式が適用される貨物に<u>あつては</u>修正申告をさせ、又は更正をする。</p> <p>（同左）</p> <p>（価格の換算に用いる外国為替相場）</p> <p>4 の 7 - 1 法第 4 条の 7 に規定する財務省令で定める「外国為替相場」は、規則第 1 条《価格の換算に用いる外国為替相場》に定められているが、その具体的取扱いについては、次による。</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>外国為替相場の決定について イ（省略） ロ 上記イによることが困難な通貨については、当該通貨の他の通貨（上記イのロに掲げるものに限る。）に対する市場実勢を当該他の通貨の上記イのロに定める相場をもって裁定した相場の当該週間の平均値等に基づき、関税局長が指示する相場とする。 ハ（省略） ニ 上記イ、ロ又はハにより決定される外国為替相場は、外国通貨の主たる通貨単位 1 単位又は 100 単位に対する本邦通貨の額（最小単位を銭とし、銭未満は四捨五入する。）をもって表示するものとする。 （省略）</p> <p style="text-align: center;">第 9 節 無条件免税</p> <p>（博覧会等用のカタログ等の無条件免税） 14 - 5 法第14条第 3 号の 3 の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。 「博覧会等」の意義については、関税法基本通達62の 2 - 1 の と同様とする。 及び（省略） 令第13条の 2 に規定する「本邦若しくは外国の政府若しくは地方公共団体」の意義については、関税法基本通達62の 2 - 1 の と同様とする。 規則第 2 条の 2 第 3 号に規定する「これに準ずる者」の意義については、関税法基本通達62の 2 - 1 の と同様とする。 規則第 2 条の 2 第 4 号に規定する「後援」の意義については、関税法基本通達62の 2 - 1 の と同様とする。 規則第 2 条の 3 に規定する承認申請手続等については、関税法基本通達62の 2 - 8 を準用する。</p>	<p>外国為替相場の決定について イ（同左） ロ 上記イによることが困難な通貨については、当該通貨の他の通貨（上記イのロに掲げるものに限る。）に対する市場実勢を当該他の通貨の上記イのロに定める相場をもって裁定した相場の当該週間の平均値等に基づき、関税局長が指示する相場とする。 ハ（同左） ニ 上記イ、ロ又はハにより決定される外国為替相場は、外国通貨の主たる通貨単位 1 単位又は 100 単位に対する本邦通貨の額（最小単位を銭とし、銭未満は四捨五入する。）をもって表示するものとする。 （同左）</p> <p style="text-align: center;">第 9 節 無条件免税</p> <p>（博覧会等用のカタログ等の無条件免税） 14 - 5 法第14条第 3 号の 3 《<u>博覧会等用のカタログ等の無条件免税</u>》の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。 「博覧会等」の意義については、関税法基本通達62の 2 - 1 <u>（法第62条の 2 の規定に関する用語の意義）</u>の と同様とする。 及び（同左） 令第13条の 2 《<u>博覧会等の指定</u>》に規定する「本邦若しくは外国の政府若しくは地方公共団体」の意義については、関税法基本通達62の 2 - 1 の と同様とする。 規則第 2 条の 2 第 1 号《<u>日本貿易振興会等の開催する博覧会等</u>》に規定する「これに準ずる者」の意義については、関税法基本通達62の 2 - 1 の と同様とする。 規則第 2 条の 2 第 2 号《<u>税関長が承認した博覧会等</u>》に規定する「後援」の意義については、関税法基本通達62の 2 - 1 の と同様とする。 規則第 2 条の 3 《<u>博覧会等の承認申請手続</u>》に規定する承認申請手続等については、関税法基本通達62の 2 - 8 <u>（博覧会等の承認申請手続等）</u>を準用する。</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（再輸入する容器の無条件免税）</p> <p>14 - 16 法第 14 条第 11 号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>及び（省略）</p> <p>本号により関税を免除する貨物の容器は、次の要件を満たすものとする。</p> <p>イ（省略）</p> <p>ロ 貨物の容器として使用するために当然付随する必要最少限度の手入れ（例えば、釘打ち、王冠の取付け、缶詰の巻締め及び<u>損傷部分の原状復帰のための修繕（損傷部分の交換がない溶接、部分的な塗装等）</u>）を除き、外国において特別な加工を施したものでないこと（缶詰の脱気加工は缶詰を製造するために必要な加工であって、缶自体に対する加工とは考えない。）</p> <p>ハ（省略）</p> <p>～（省略）</p> <p style="text-align: center;">第 12 節 特定用途免税</p> <p>（標本、参考品、学術研究用品等の特定用途免税）</p> <p>15 - 1 法第 15 条第 1 項第 1 号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>～（省略）</p> <p>令第 17 条第 5 号にいう「私立博物館」とは、<u>博物館法第 10 条《登録》の規定による登録を受けたもの（地方公共団体により設置されたものを除く。）</u>をいう。</p> <p>令第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定により学校長又は施設の管理者から指定の申請があった場合には、次の要領により、申請に係る公益性、永続性等について調査をし、指定の可否についての意見その他参考事項を付記して本省に進達する。</p> <p>イ（省略）</p> <p>ロ <u>令第 18 条第 2 項の規定による申請書を進達する場合の取扱い等は、次による。</u></p>	<p>（再輸入する容器の無条件免税）</p> <p>14 - 16 法第 14 条第 11 号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>及び（同左）</p> <p>本号により関税を免除する貨物の容器は、次の要件を満たすものとする。</p> <p>イ（同左）</p> <p>ロ 貨物の容器として使用するために当然付随する必要最少限度の手入れ（例えば、釘打ち、王冠の取付け、缶詰の巻締め等）を除き、外国において特別な加工を施したものでないこと（缶詰の脱気加工は缶詰を製造するために必要な加工であって、缶自体に対する加工とは考えない。）</p> <p>ハ（同左）</p> <p>～（同左）</p> <p style="text-align: center;">第 12 節 特定用途免税</p> <p>（標本、参考品、学術研究用品等の特定用途免税）</p> <p>15 - 1 法第 15 条第 1 項第 1 号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>～（同左）</p> <p>令第 17 条第 5 号にいう「私立博物館」とは、<u>日本赤十字社、日本放送協会、民法（昭和 29 年法律第 89 号）第 34 条《公益法人の設立》の規定による法人又は宗教法人によって設置され、博物館法の規定によって都道府県教育委員会に登録したものをいう。</u></p> <p>令第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定により学校長又は施設の管理者から指定の申請があった場合には、次の要領により、申請に係る公益性、永続性等について調査をし、指定の可否についての意見その他参考事項を付記して本省に進達する。</p> <p>イ（同左）</p> <p>ロ <u>同条第 2 項の規定による申請書を進達する場合の取扱い等は、次による。</u></p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 博物館、物品陳列所、研究所、試験所その他これらに類する施設（学校教育法の適用を受けない教育機関、動物園（これに類する施設を有する公園を含む。）植物園、水族館、検査所、検定所、地理調査所、商工業奨励館、天文台、種畜場等）については、原則として、<u>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 4 条《公益認定》の規定に基づく行政庁の認定を受けたもの又は他の法令に基づきその設立につき主務官庁の許可又は認可を得たものに限る。</u></p> <p>(ハ)～(ニ) (省略)</p> <p><u>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 40 条《社団法人及び財団法人の存続》の規定により一般社団法人又は一般財団法人として存続する法人で、同法の施行日において「標本、参考品等の用途に供する物品について関税の免除を受けることができる施設を指定する告示」（昭和 56 年 9 月大蔵省告示第 118 号）により指定されている施設を管理する者（以下この項において「施設管理者」という。）については、同法第 44 条《公益社団法人又は公益財団法人への移行》の規定により公益社団法人若しくは公益財団法人となるまでの間又は同法第 45 条《通常の一般社団法人又は一般財団法人への移行》の規定により一般社団法人若しくは一般財団法人となるまでの間、当該施設に係る財務大臣による指定が継続するので留意する。</u></p> <p><u>当該施設管理者に対しては、令第 17 条第 6 号による財務大臣の指定を継続させるためには、特定用途免税の制度の趣旨に鑑み、施設についての公益性及び永続性を有することが求められることを十分に説明する。</u></p> <p>なお、以下のイ、ロ又はハのいずれかに該当することとなった場合は、それぞれに定める手続を行うことを求める。</p> <p><u>イ 施設管理者が、同法第 44 条の規定により、公益社団法人又は公益財団法人となった場合は、令第 18 条第 4 項の規定による届出書に、同法第 44 条による認定を受けたことを証する書類を添付して税関に提出する。</u></p> <p><u>ロ 施設管理者が、同法第 45 条の規定により、一般社団法人又は一般財</u></p>	<p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) 博物館、物品陳列所、研究所、試験所その他これらに類する施設（学校教育法の適用を受けない教育機関、動物園（これに類する施設を有する公園を含む。）植物園、水族館、検査所、検定所、地理調査所、商工業奨励館、天文台、種畜場等）については、原則として、<u>民法第 34 条又は他の法令に基づきその設立につき主務官庁の許可又は認可を得たものに限る。</u></p> <p>(ハ)～(ニ) (同左)</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>団法人となった場合は、令第 18 条第 4 項の規定による届出書に、同法第 45 条による認可を受けたことを証する書類を添付して税関に提出するとともに、財務大臣による指定を継続することを希望する場合においては、指定に係る施設について博物館法の規定により博物館に相当する施設として指定されていること、その他法令により行政庁の監督等を受けていること並びに当該施設が公益性及び永続性を有することについて示した資料を提出する。</u></p> <p><u>ハ 施設管理者が、同法第 46 条《移行期間の満了による解散等》の規定等により、解散することとなった場合又は解散することが確実となった場合は、任意の様式により税関に申し出る。</u></p> <p>― ～ ― （省略）</p> <p>第18節 輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税</p> <p>（輸入時の税関長の確認）</p> <p>19 の 3 - 3 令第 54 条の 13 に規定する当該貨物の輸入時の確認は、輸出通関官署において、当該貨物が輸入時と同一の状態^{（注）}で再輸出されるものであることを確認するために必要な事項について行うものとし、その取扱いは次による。</p> <p>（省略）</p> <p>輸入貨物の包装に付された記号、番号等により当該貨物を特定することが可能と認められる場合においては、当該記号、番号等を「再輸出貨物確認申請書」に記載することを求め、これと輸入貨物の記号、番号等を対査することにより確認して差し支えない。</p> <p>上記 及び によつては適切な確認を行うことが困難な場合には、税関長は申請者に対し、同条第 2 項の規定に基づき次のような所要の措置をとるよう指示するものとし、これらの措置により輸入貨物との同一性の確認を行う。</p> <p>イ 当該貨物について記号、番号等の表示を付すること。</p> <p>ロ 貴石等のように外形上その特徴を識別することが困難な貨物又は衣等のように記号、番号等が個別に付されていない貨物の場合には、当該貨物の品質等についての鑑定書、分析書、包装明細書その他の書面</p>	<p>― ～ ― （同左）</p> <p>第 18 節 輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税</p> <p>（輸入時の税関長の確認）</p> <p>19 の 3 - 3 令第 54 条の 13 第 1 項<u>《輸入時と同一状態で再輸出される貨物の輸入時の手続》</u>に規定する当該貨物の輸入時の確認は、輸出通関官署において、当該貨物が輸入時と同一の状態^{（注）}で再輸出されるものであることを確認するために必要な事項について行うものとし、その取扱いは次による。</p> <p>（同左）</p> <p>輸入貨物の包装に付された記号、番号等により当該貨物を特定することが可能と認められる場合においては、当該記号、番号等を「再輸出貨物確認申請書」に<u>記載させた上</u>、これと輸入貨物の記号、番号等を対査することにより確認して差し支えない。</p> <p>上記 及び によつては適切な確認を行うことが困難な場合には、税関長は申請者に対し、同条第 2 項の規定に基づき次のような所要の措置をとるよう指示するものとし、これらの措置により輸入貨物との同一性の確認を行う。</p> <p>イ 当該貨物について記号、番号等の表示を付させること。</p> <p>ロ 貴石等のように外形上その特徴を識別することが困難な貨物又は衣等のように記号、番号等が個別に付されていない貨物の場合には、当該貨物の品質等についての鑑定書、分析書、包装明細書その他の書面</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>等を「再輸出貨物確認申請書」に添付して提出すること。</p> <p>ハ その他貨物の性質、形状に応じ、写真撮影等所要の措置をとること。</p> <p>（輸入時と同一状態で再輸出される場合の納付すべき関税を減額する取扱い）</p> <p>19 の 3 - 9 法第 19 条の 3 第 2 項又は第 3 項の規定により納付すべき関税を減額する場合には、前記 19 - 21 の から まで及び 19 の 3 - 1 から 19 の 3 - 8 まで（19 の 3 - 4 及び 19 の 3 - 7 の を除く。）に準じて処理するほか、次による。</p> <p>及び （省略）</p>	<p>等を「再輸出貨物確認申請書」に添付して提出させること。</p> <p>ハ その他貨物の性質、形状に応じ、写真撮影等所要の措置をとらせること。</p> <p>（輸入時と同一状態で再輸出される場合の納付すべき関税を減額する取扱い）</p> <p>19 の 3 - 9 法第 19 条の 3 第 2 項の規定により納付すべき関税を減額する場合には、前記 19 - 21 の から まで及び 19 の 3 - 1 から 19 の 3 - 8 まで（19 の 3 - 4 及び 19 の 3 - 7 の を除く。）に準じて処理するほか、次による。</p> <p>及び （同左）</p>